

福岡県環境保全功労者知事表彰要綱

(目的)

第1条 環境保全のための活動を自主的、積極的に推進し、その成果が特に顕著である個人又は団体を表彰することにより、その努力に報いるとともに、環境保全意識の向上及び環境保全行政の推進に資することを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は、知事が毎年別に定めるところにより行うものとする。

(表彰の対象分野)

第3条 表彰は、次の第1号から第5号のいずれかの部門に該当する者に対して行う。

(1) 環境保全活動部門

身近な環境の保全のために特色ある活動を推進した個人・団体

(2) 環境教育部門

自然とのふれあいなどを通して、環境を大切にすることを育むための活動を推進した個人・団体

(3) 環境調査研究部門

環境保全に資する技術研究や生態系の調査など環境分野に関する調査、研究で顕著な功績がある個人・団体

(4) 環境行政推進部門

多年にわたって環境行政に協力し、その推進に貢献した個人・団体

(5) 国際環境協力部門

海外での植樹など環境保全に関する国際協力を推進した個人・団体

(表彰基準)

第4条 表彰の対象者は、個人にあつては第1号に該当する者とし、団体にあつては第2号から第5号までに該当する者とする。(過去において同一事業に関する環境部所管の福岡県知事表彰を受けた者は除く)。

ただし、暴力団(員)、暴力団員が役員となっている団体及び暴力団(員)と密接な関係を有する団体(者)は、表彰の対象としない。

(1) 他の模範となる顕著な功績があつた者で、その活動従事年数が表彰しようとする年度の4月1日現在までに10年以上あること。

(2) 環境保全活動を自主的、積極的に推進し、その活動が他の模範となり推奨できるものであること。

(3) 現在の環境保全活動とその成果が将来とも継続されることが確実なものであること。

(4) 表彰しようとする年度の4月1日現在までに、環境保全活動の開始から5年以上経過しているものであること。

(5) 環境保全活動の推進において特に創意工夫が見られるものであること。

(表彰者の推薦)

第5条 市町村長、環境部各課(室)長、経営技術支援課長、保健福祉環境事務所長、保健環境研究所長、教育庁教育振興部長並びに福岡県環境県民会議の構成団体(行政機関を除く。)及び県内の大学(短期大学含む。)の代表者は、推薦調書(個人にあつては様式第1号、団体にあつては様式第2号)に必要事項を記入の上、表彰候補者を指定する期日までに知事に推薦するものとする。

2 前項の推薦者が推薦する場合、表彰候補者の数は1名以内とする。

(表彰者の選考及び決定)

第6条 表彰者は、前条の規定に基づく推薦に基づき、環境保全功労者表彰選考委員会の選考により決定する。

(環境保全功労者表彰選考委員会)

第7条 環境保全功労者表彰選考委員会は、次の者により構成する。

環境部長

環境部次長

環境政策課長

外部有識者

附 則

この要綱は、平成3年5月24日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年5月15日から施行し、改正後の福岡県環境保全功労者知事表彰要綱の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行し、改正後の福岡県環境保全功労者知事表彰要綱の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年8月26日から施行し、改正後の福岡県環境保全功労者知事表彰要綱の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、改正後の福岡県環境保全功労者知事表彰要綱の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年9月11日から施行し、改正後の福岡県環境保全功労者知事表彰要綱の規定は、平成14年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月13日から施行し、改正後の福岡県環境保全功
労者知事表彰要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月23日から施行する。